

# 甲賀市事業 継続支援金

申請受付中

令和4年3月25日(金曜日)まで  
※当日消印有効

## 支援対象者

- (1) 滋賀県事業継続支援金を受給している事業所
  - (2) 支援金の申請日時点において、本市に本店（個人事業主にあつては、住民登録）がある事業所
  - (3) 他市町で本支援金と同様の支援金を受給していないこと
  - (4) 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がないこと
- ※ 対象となるか必ず募集要領をご確認ください。

## 支援金額

滋賀県事業継続支援金 **1期当たり10万円**（最大2期分20万円）

※ 1度で2期分の申請も可。

※ 滋賀県事業継続支援金を1～3期受給された場合、最大で20万円

《申請書類提出先》（原則郵送申請）

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市役所 産業経済部 商工労政課「甲賀市事業継続支援金」受付担当

※ 申請様式は甲賀市HPからダウンロードできます。

## 【お問い合わせ先】

甲賀市 産業経済部 商工労政課 新産業振興係

電話 : 0748-69-2187 FAX : 0748-63-4087